

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成18年12月21日(2006.12.21)

【公開番号】特開2006-308872(P2006-308872A)

【公開日】平成18年11月9日(2006.11.9)

【年通号数】公開・登録公報2006-044

【出願番号】特願2005-131434(P2005-131434)

【国際特許分類】

G 10 H 3/18 (2006.01)

【F I】

G 10 H 3/18 C

【手続補正書】

【提出日】平成18年10月17日(2006.10.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

弦楽器に取り付けられて弦の振動を電気信号に変換する変換装置において、前記弦楽器に接着層を介して取り付けられる圧電素子を含み、前記接着層の厚み方向中間部に、当該接着層と異なる材質の少なくとも一つの中間層を設けたことを特徴とする変換装置。

【請求項2】

前記接着層は、ブチルゴムを用いて構成されている一方、前記中間層は、木材を用いて構成されていることを特徴とする請求項1記載の変換装置。

【請求項3】

前記請求項1又は2記載の変換装置を備えたことを特徴とする弦楽器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】変換装置及びこれを用いた弦楽器

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、変換装置及びこれを用いた弦楽器に係り、更に詳しくは、弦楽器におけるボディの振動を電気信号に変換することができる変換装置及びこれを用いた弦楽器に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

[発明の目的]

本発明は、このような不都合に着目して案出されたものであり、その目的は、圧電素子で変換された電気信号により再生される音の音質を向上させることができる変換装置及びこれを用いた弦楽器を提供することにある。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

前記目的を達成するため、本発明は、弦楽器に取り付けられて弦の振動を電気信号に変換する変換装置又はこれを用いた弦楽器において、

前記弦楽器に接着層を介して取り付けられる圧電素子を含み、前記接着層の厚み方向中間部に、当該接着層と異なる材質の少なくとも一つの中間層を設ける、という構成が採用されている。